

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、平成31年第4回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名全員の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。3番 尾方委員、4番 一丸委員を指名しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、さっそく議案第20号 農地法第3条の規程による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第20号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号15番 土地の所在は、安岐町馬場字■■■■番■■■■、地目が田、面積は220㎡です。渡人は、安岐町馬場の■■■■さん、受人は、安岐町馬場の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、経営規模の縮小のためと、受人は、経営規模の拡大のためとなっています。売買による所有権移転です。</p>
議 長	<p>議案第20号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の申請番号15番の説明がありましたが、ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは、議案第20号、申請番号15番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議 長</p>	<p>議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について申請番号15番について、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第21号 農地法第5条の規程による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第21号 農地法第5条の規程による所有権移転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号7番 土地の所在は、国東町小原字■■■■番■■■■、地目が畑、面積は275㎡です。渡人は、兵庫県宝塚市の■■■■さん、大分市の■■■■さんです。受人は、国東町綱井の■■■■さんです。転用の目的は、駐車場用地です。申請事由は、住宅を購入したが、宅地内に駐車場が1台分しか無ないため隣接する当該農地を駐車場と利用するためとなっています。申請地は、南側に申請者の宅地があり、東側は公道、北側は田、西側は畑に囲まれた農地であるが、農業振興地域外で農地の連たん性が10ha未満の畑で、2種農地と判断しました。売買による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号8番 土地の所在は、安岐町瀬戸田字■■■■番■■■■、地目が田、面積は19㎡です。渡人は、安岐町瀬戸田の■■■■さん、受人は、安岐町瀬戸田の■■■■さんです。転用の目的は、進入路です。申請事由は、当該地は、受人の所有地と公道の間にあり、所有地への進入路としたいとなっています。申請地は、西側が市道で隣接する大部分を受人の所有地に囲まれている、農用地区域外で農地の連たん性も10ha未満の田で、第2種農地と判断しました。売買による所有権移転です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第21号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請について、申請番号7番、8番について事務局より説明がありましたが、質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第21号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請申、申請番号7番について承認される方の挙手を求めます。</p>

議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>議案第21号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請申の、申請番号7番については全会一致で承認されました。</p> <p>続いて、議案第21号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請申、申請番号8番について承認される方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>議案第15号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請申の、申請番号8番については全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第22号 農用地利用集積計画について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第22号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>利用権の設定が、総数が75筆で87,645㎡、内訳として、田が71筆で86,433㎡、畑が4筆で1,212㎡となっています。</p> <p>新規設定は、総数が32筆で36,915㎡、更新設定は、総数が43筆で50,730㎡となっています。詳細につきましては、資料の3ページから7ページをご確認ください。</p>
議 長	<p>議案第22号 農用地利用集積計画について説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは、議案第22号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第22号 農用地利用集積計画については、全会一致で承</p>

議 長	<p>認されました。</p> <p>続いて議案第23号 農地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第23号 農地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>配分計画が、総数が12筆の13, 292㎡で、全て田となります。詳細につきましては、資料の8ページから9ページをご確認ください。</p>
議 長	<p>議案第23号 農用地利用配分計画について、説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは、質疑が無いようなので、議案第23号 農用地利用配分計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第23号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第24号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第24号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、ご説明申し上げます。</p> <p>申請番号20番 土地の所在は、国見町中字 [REDACTED] 番、地目が畑、面積は1, 003㎡、です。申請人は国見町野田の [REDACTED] さんです。申請事由については、昭和61年頃、 [REDACTED] が鶏舎を建てた際、申請地まで入りこんでいることに気付かなかった。現在は鶏舎として使用しており、農地としての回復が困難であり今後も農地として利用する予定がないためとなっています。</p>

<p>議 長</p>	<p>議案第 2 4 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について申請番号 2 0 番の説明がありましたが、ご質問ご意見はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第 2 4 号 申請番号 2 0 番について、提案通り承認される方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 2 4 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、申請番号 2 0 番は全会一致で提案通り承認されました。</p> <p>議案については、以上であります。</p> <p>それでは、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。</p> <p>議 長.....</p> <p>議事録署名委員.....</p> <p>議事録署名委員.....</p>